

平成30年度  
国際ヘルスケア拠点構築促進事業  
(医療国際展開推進事業)  
企画競争募集要領

平成30年3月  
経済産業省

## 平成30年度「国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療国際展開推進事業）」に係る企画競争募集要領

平成30年3月9日  
経済産業省  
商務・サービスグループ  
ヘルスケア産業課

経済産業省では、平成30年度「国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療国際展開推進事業）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、本公募は、平成30年度における事業実施期間を十分に確保するため、平成30年度政府予算が成立する前に、政府予算原案の内容に基づいて行うものであり、委託先の採択や予算の執行にあたっては、国会における平成30年度予算の成立が前提となりますので、国会における予算案の審議の結果によっては、今後、事業内容等に変更が生じることもあり得ます。また、本事業は平成30年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者となります。

### 1. 事業の目的

新興国を中心に世界の医療・介護市場の急成長が見込まれる中、日本の医療機器・サービスは、世界の市場において相応の需要を獲得することができるポテンシャルを有しています。日本の医療機器・サービスを各国に対し提供していくことは、各国の医療水準の向上に貢献するとともに、伸び行く医療分野の需要を取り込むことによって、我が国経済の成長に寄与すると考えられます。

「未来投資戦略2017」（平成29年6月閣議決定）等において、我が国の優れた医療機器・サービスをアウトバウンド・インバウンドの両面で推進していく旨が明記されており、医療の国際展開は経済成長を図る上での重点施策の一つとして明確に位置付けられています。

本事業では、日本の医療機器・サービスの特徴等を明らかにし、国内の民間事業者の参画促進等を通じて、医療機器・サービスの国際展開をさらに加速させるとともに、関連産業の振興を促進します。

### 2. 事業内容

本事業は、以下を含む創意工夫を凝らした事業を委託して実施することとします。

#### (1) 重点国でのネットワーク構築の推進

医療の国際展開を戦略的に推進する新興国（以下「重点国」という※。）を主たる対象地域として、当該重点国の医療従事者や保健行政担当者等の医療関係者とのネットワークを構築する（公募時点で、具体的な提案を企画提案書に盛り込むこと）。

【例】

- 重点国をはじめとして3カ国に官民ミッションを派遣（セミナー等を開催）し、病院視察、政府機関等との意見交換を行う。日本の医師がミッションに参加することで、現地医療関係者等とのネットワーク構築を促進する。
- 1カ国から現地政府機関、病院関係者等を招へいし、医療機関、医療機器メーカー等を視察させることにより、日本の医療の国際展開を促進する。

※重点国として対象とする主な国・地域については以下のとおり

- ・ BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）
- ・ ASEAN（フィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、インドネシア）
- ・ その他地域（バングラデシュ、トルコ、メキシコ、サウジアラビア）

#### （2）我が国への医療渡航についての認知度向上に向けたプロモーションの実施

我が国への医療渡航について、海外の医療渡航関連事業者や患者等を対象に広く認知させるための効果的な各種プロモーションを実施する（公募時点で、具体的な提案を企画提案書に盛り込むこと）。

##### 【案】

- 海外（2カ国）において医療渡航関連の国際イベントへ出展し、プロモーションを行う。
- 地方医療機関、医療コーディネーター等医療渡航関連事業者向け国内セミナーを複数回開催する。

#### （3）その他関連する事業活動の実施

その他、医療の国際展開促進に資する事業活動を行う（公募時点で、具体的な提案を企画提案書に盛り込むこと）。

なお、上記（1）から（3）の具体的な取組については、事業実施期間中に経済産業省と協議の上決定するものとします。

### **3. 事業の実施体制**

提案書によります。受託者においては、事業全体の円滑な執行を行うため、以下の能力・実績を有していることを、提案書等において示してください。

- ① 医療の国際展開に関する経験・専門知識を有し、かつ、事業内容の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- ② 国内外の関係者間のネットワーク構築や、民間企業等が将来参画可能な新規案件の形成、及びそれらネットワーク等を活用した情報発信等を、主体的に推進するための、医療国際展開に関する豊富な知識・経験及び高い事業推進力を持つこと。
- ③ 関係する多分野において、国内外の適切な協力者を確保できる優れた人的ネットワークを有していること。
- ④ 事業管理を行うに際し、適切な会計管理及び再委託事業者等への指導ができる専門知識を有する人材が内部に確保できる、又は、その為の体制が組めること。

#### **4. 応募資格**

申請書の提出者は、以下の要件を全て満たす法人とする。応募資格及び要件を満たさない者からの申請書は受理しない。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

#### **5. 事業実施期間**

委託契約締結日から平成31年3月29日まで

※本事業は、平成30年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とするものとします。

#### **6. 契約の要件**

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1件
- (3) 予算規模：約1.15億円（税込）を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとする。

- (4) 成果物の納入：

委託事業の実施期間の終了日まで、事業報告書を経済産業省に納入してください。部数は、原則、電子媒体1部、紙媒体1部としますが、最終的な部数は、経済産業省と調整した上で決定することとします。

なお、電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も合わせて納入してください。

- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払とします。

- (6) 支払額の確定方法：

事業終了後、事業者より提出される実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計とします。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(7) 成果把握調査等への協力

事業の成果をフォローアップする観点から、事業終了の翌年度以降5年間、事業に関する調査等に協力することとします。

## 7. 応募手続

(1) 募集期間

公募開始日：平成30年3月9日（金）

公募締切日：平成30年3月28日（水）12時必着

(2) 説明会の開催

開催日時：平成30年3月13日（火）15:00～15:45

開催場所：経済産業省 別館1階 101-2 共用会議室

- 公募説明会への参加を希望する者は、12. 問い合わせ先へ、3月12日（月）17時までにはFAXまたはE-mailにて連絡のこと。
- 連絡の際は、件名（題名）を必ず、「説明会出席登録：平成30年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療国際展開推進事業）」とし、「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mail アドレス」を明記してください。なお、一の所属組織から複数名出席することも可とすることを予定していますが、会場の関係で出席者数を制限する場合があります。

(3) 応募書類

① 以下の書類を一つの封筒に入れ、各書類の電子媒体を保存したもの（CD-ROM等）1式を同封してください。封筒の宛名面には「平成30年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療国際展開推進事業）」申請書」と朱書きで記載してください。

- 公募申請書（様式1）＜正本1部、副本（写し）8部＞
- 企画提案書（様式2及び別紙の「支出計画」）＜紙媒体8部＞
- 財務諸表＜紙媒体8部＞（原則、直近3年分のものとするが、創業から間もない法人の場合は創業後のもので可）

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮しますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の結果を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 事業提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

(4) 応募書類の提出先 応募書類は、郵送又は持参により以下に提出してください。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課 国際展開推進室

「平成30年度「国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療国際展開推進事業）」担当宛て  
※FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象とならないので、注意して記入してください。

※締切を過ぎての提出は受け付けません。郵送の場合、配達都合で締切までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付してください。

## **8. 提出書類作成上の留意点**

提出書類には、以下の事項を明確に盛り込んでください。また、9.(1)も参照してください。

- ①各事業についての担当者及び実証実施・支援等に関する組織体制。
- ②医療国際展開に関わる現状課題認識。
- ③各事業の具体的な実施手法に関する提案。自ら受託者となる場合における具体的提案。
- ④提案事業を効果的・確実に実施出来ることがわかる、具体的なスケジュール、実施スキーム（コンソーシアムによる申請の場合は構成企業等間の責任や役割も）や取組方法。
- ⑤研究会等により得られた成果を普及・促進させる手法についての具体的提案。
- ⑥事業実施者の財務状況、経理処理能力に関する資料。
- ⑦過去に実施した医療国際展開関連事業（調査や実証等を含む）及びその成果。
- ⑧事業の再委託を行う場合は、想定する再委託先、再委託金額及び業務範囲も盛り込むこと。

## **9. 審査・採択について**

(1) 審査方法 委託先の選定は、提出のあった事業提案書及び添付資料を基に、外部の有識者で構成される委員会で以下の観点に照らして審査を行い決定します。なお、審査に当たっては、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出等を求めることもあります。

### ①記載項目について

イ 8. に記載した盛り込むべき事項が提案書に盛り込まれている。

### ②提案事業の実施内容・方法・スキームについて

イ 事業の実施内容が当省の想定（2. に記載）と合致している。

ロ 提案事業の実施内容・方法が具体的であり、また、その実現性が高い。

ハ 提案事業の実施内容・方法が効率的である。

ニ コンソーシアムによる申請の場合、構成企業等間の責任や役割が明確化されている。

ホ コストパフォーマンスが優れている。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われている。

### ③提案事業を実施する財務上の基盤について

イ 提案事業を行い、事業終了後も事業展開を図っていくことが可能な財務基盤、一般的な経理処理能力を有している。

④提案事業のその後の展開見通し

イ 提案事業の実施により期待できる波及効果が高い。

⑤過去の取組について

イ これまでに、今回の事業を実施するにあたって有益と思われる取組を提案者が行っている。

⑥ 予算規模の適合性

イ 本事業において経費として計上する金額が上限約1.15億円（税込）以下である。

⑦ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。

(2) 採択結果の決定及び通知について

採択した申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対してその旨を通知します。なお、採択審査の内容についての問い合わせには一切応じません。

## 10. 契約について

(1) 委託契約

採択された申請者は、契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、経済産業省と委託契約を締結し、その後、事業開始となります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もあります。なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守を課すことがあります。

(2) 確定検査等

委託契約期間中又は契約期間後において、委託金額の適切な確定にあたり、確定検査等を実施します。原則として、委託対象経費や帳簿類の確認が出来ない場合については、当該経費は委託対象外となります。また、委託契約期間終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

(3) 不正行為、不正使用等への対応

採択後・委託契約後であっても、虚偽の申請であった場合や、財政法その他の法令規則条例、経済産業省の定める委託管理等に照らして不正があった場合などは、採択や委託契約を取り消す場合があります。

## 11. 経費の計上

(1) 経費の区分 本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。また、再委託先の経費の区分も同様です。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費

会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの例） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）</li> <li>● 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合）</li> <li>● 設備の修繕・保守費</li> <li>● 翻訳通訳、速記費用</li> <li>● 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等</li> </ul>
Ⅲ. 再委託費	発注者（国）との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- 建物等施設に関する経費
- 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- その他事業に関係ない経費

**12. 問い合わせ先**

〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号



経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課 国際展開推進室

担当：菅原、若林

F a x : 0 3 - 3 5 0 1 - 0 3 1 5

E-Mail : kokusai-team-ml@meti.go.jp

※問い合わせは電子メール又はFAXのみとし、電話での問い合わせは受け付けません。なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「問い合わせ：平成30年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療国際展開推進事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

経済産業省 宛て

平成30年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療国際展開推進事業）  
申請書

申請者	企業・団体名		
	代表者役職・氏名		印または署名
	所在地		
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名）		
	役職		
	電話番号 （代表・直通）		
	E-mail		

(様式2)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

平成30年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療国際展開推進事業）  
企画提案書

1. 事業の実施方法
※募集要領の「2. 事業内容」の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。 ※本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。 ※枚数制限はありません。
2. 実施スケジュール（「2. 事業内容」の実施が月別に分かること）
3. 事業実績
類似事業の実績 ・事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）
4. 実施体制
※実施責任者略歴、研究員数等及び実施者の業務内容 ※外注、再委託を予定しているのであればその内容
5. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
※女性活躍推進法に基づく認定（労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。）、次世代育成 支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は青少年の雇用 の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況 ※女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の 策定状況（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）
6. 事業費総額（千円）
※記載している費目は例示。募集要領11.（1）経費の区分に応じて必要経費を記載してください。
I 人件費
II 事業費
①旅費
②会場費
③謝金
④補助職員人件費 等

Ⅲ 再委託費	
Ⅳ 一般管理費	
小計	
Ⅳ 消費税及び地方消費税	
総額	千円（※総額は委託予定額の上限内に収めてください。）

※【事業スキーム図】も記載をお願いします。